

令和4年度 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の随意契約にかかる契約締結の状況

津山圏域資源循環施設組合契約規則では、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に定めるシルバー人材センター等と随意契約をしたときは契約締結状況の公表をするよう定めています。

No.	契約締結状況の公表					
	契約の名称	契約締結日	契約期間	契約金額（円）	契約相手方の氏名又は名称及び住所	契約相手方を選定した理由
1	多目的広場維持管理等作業委託	令和4年4月1日	令和4年4月1日 ～ 令和5年3月23日	1,350,000	公益社団法人 津山市シルバー人材センター 津山市井口2 1 - 1	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による シルバー人材センターであるため。
2	敷地内法面管理等作業委託	令和4年4月1日	令和4年4月1日 ～ 令和5年3月23日	3,500,000	公益社団法人 津山市シルバー人材センター 津山市井口2 1 - 1	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による シルバー人材センターであるため。
3	敷地管理作業委託	令和4年4月1日	令和4年4月1日 ～ 令和5年3月23日	770,000	社会福祉法人 津山みのり学園 津山市二宮9 9 9 - 5	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による 障害者支援施設であるため。